

掛川市告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和3年7月28日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月28日

掛川市長 久保田 崇

路線番号	路線名	供用開始起点	供用開始終点	供用開始の期日
18480	鵜ノ瀬一丁田3号支線	下垂木字一丁田1850-1地先	下垂木字一丁田1850-21地先	令和3年7月28日
13252	小山平南4号線	下垂木字小山平2385地先	下垂木字小山平2635-5地先	令和3年7月28日
11476	大藪線	逆川字原ノ前641-1地先	逆川字原ノ前644-3地先	令和3年7月28日